

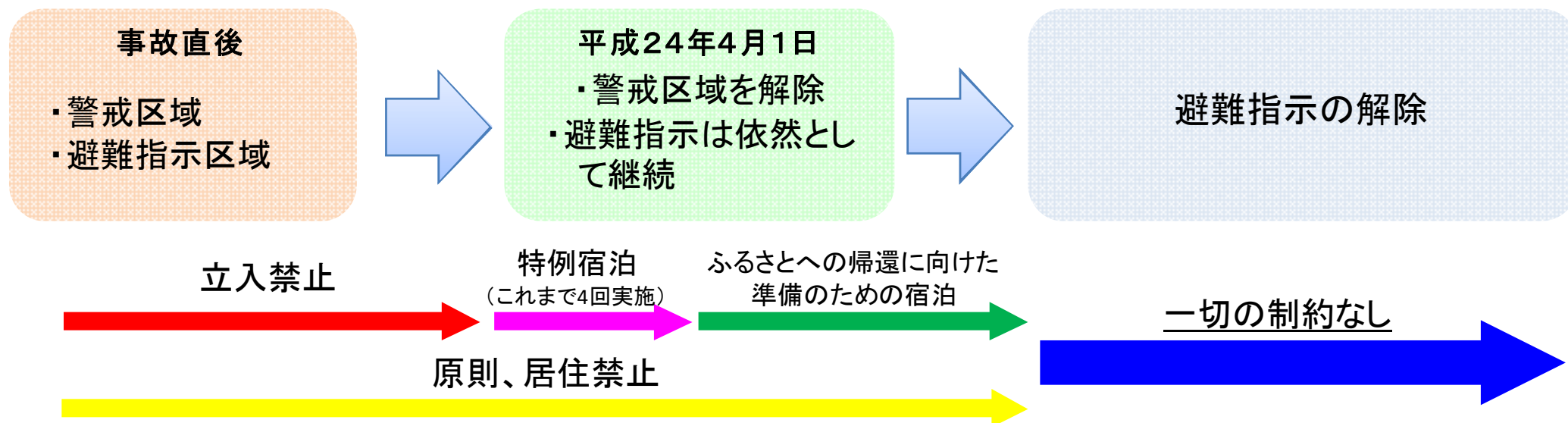
川内村の避難指示区域の復興に向けた取組状況等について

平成 26 年 8 月

復興庁
内閣府原子力被災者生活支援チーム

I. 避難指示の解除について

- 避難指示は、ふるさとに「戻りたい」と考える住民の方々も含めて、一律かつ強制的な避難を強いる措置であり、この結果、住民の方々には、長期間にわたり不便な避難生活を強いているのが現状です。
- 避難指示の解除は、こうした状態を解消し、「戻りたい」と考えている住民の方々の帰還を可能にするものです。
- ただし、帰還するかしないかは、当然のことながら、お一人お一人のご判断によるものであり、国が避難指示を解除したからといって帰還を強制されるものではありません。



Ⅱ. 避難指示解除の要件について

○ 避難指示の解除は、以下の3点を踏まえ、国(原子力災害対策本部)が行います。

- (1) 空間線量率で推定された積算線量が**年間20mSv以下**
- (2) **日常生活に必須なインフラ**(電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など)や**生活関連サービス**(医療、介護、郵便など)が概ね復旧し、**子どもの生活環境を中心とする除染作業**が十分に進捗すること
- (3) **県、市町村、住民の方々との協議**

「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」(平成23年12月26日原子力災害対策本部決定) 抜粋

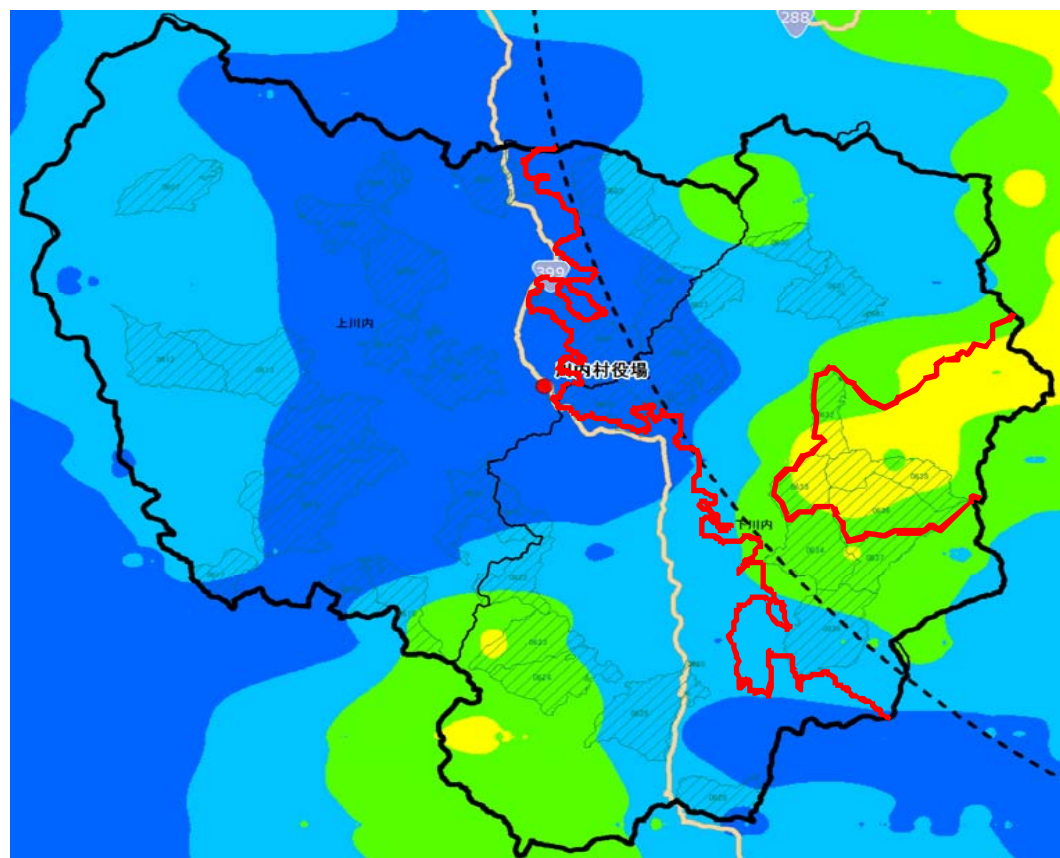
- (i) 現在の避難指示区域のうち、年間積算線量20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域を「避難指示解除準備区域」に設定する。(中略)
- (ii) 電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスがおおむね復旧し、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗した段階で、県、市町村、住民との十分な協議を踏まえ、避難指示を解除する。(以下略)

(1)川内村の放射線量の状況

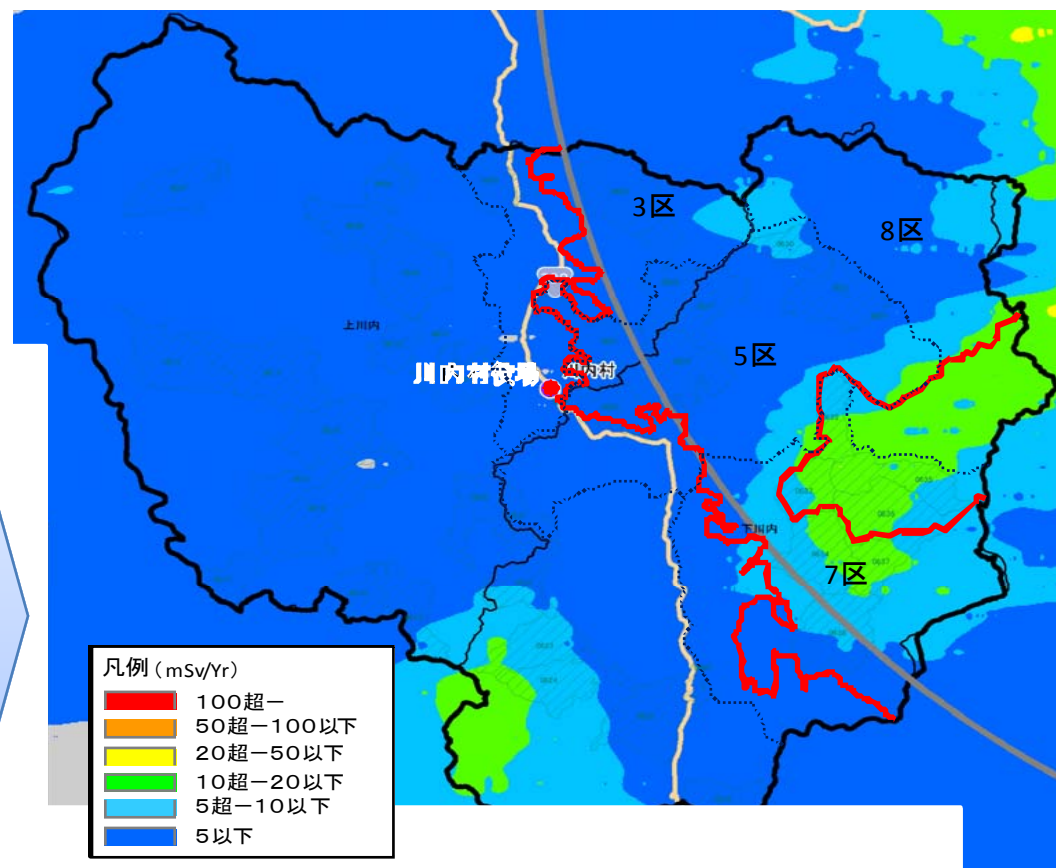
○ 航空機モニタリングの結果や、環境省による事後モニタリングの結果からも、放射線量は低下していることが確認されています。

〔 第4次航空機モニタリング
平成23年11月5日時点 〕

〔 第8次航空機モニタリング
平成25年11月19日時点 〕



2年後



（参考1）「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方（線量水準に応じた防護措置の具体化のために）」
（平成25年11月20日原子力規制委員会決定）抜粋

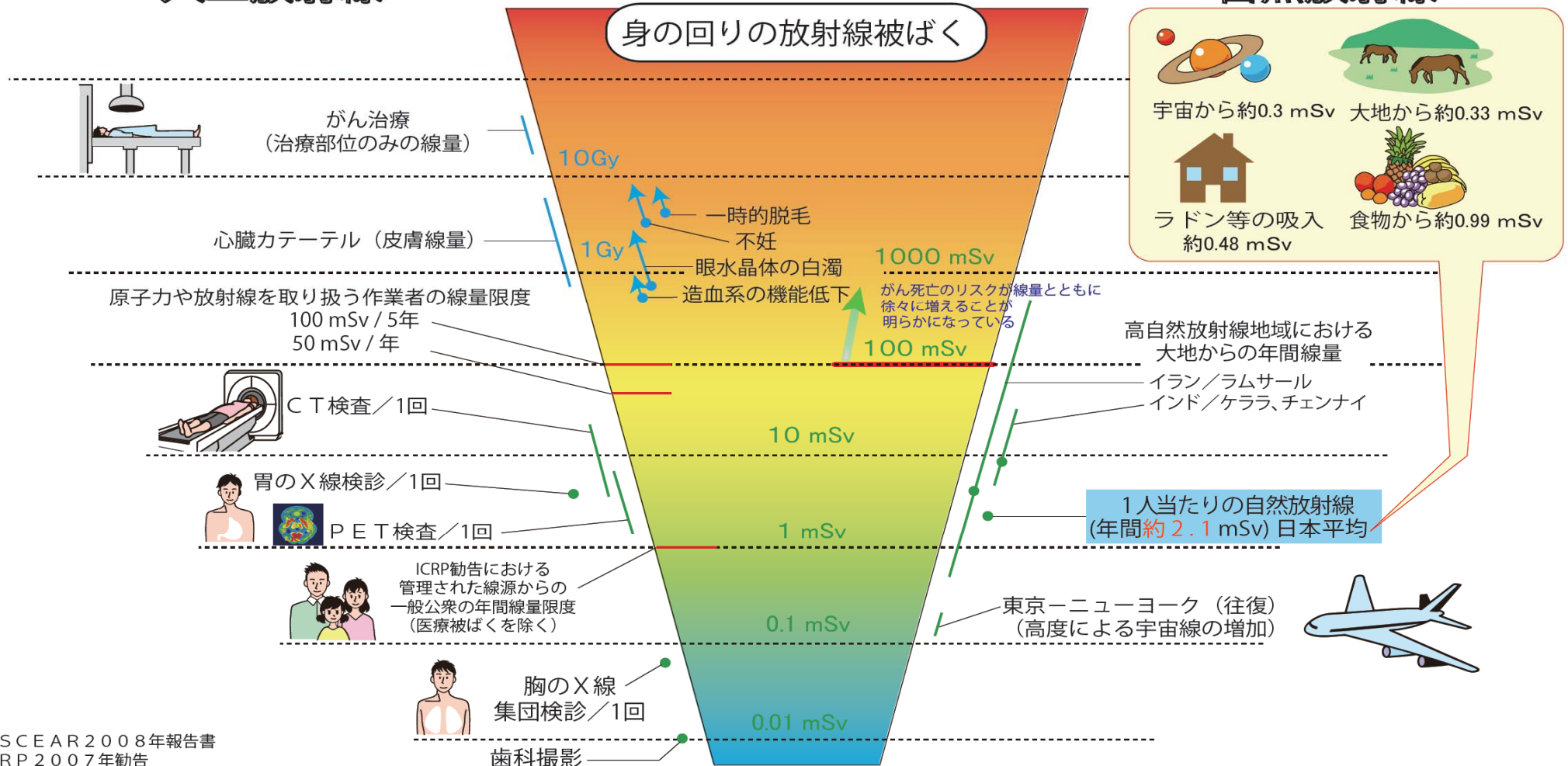
放射線による被ばくに関する国際的な知見及び線量水準に関する考えは、以下のとおりである。

- 放射線による被ばくがおよそ100 ミリシーベルトを超える場合には、がん罹患率や死亡率の上昇が線量の増加に伴って観察されている。100 ミリシーベルト以下の被ばく線量域では、がん等の影響は、他の要因による発がんの影響等によって隠れてしまうほど小さく、疫学的に健康リスクの明らかな増加を証明することは難しいと国際的に認識されている。（中略）
- 公衆の被ばく線量限度（年間1 ミリシーベルト）は、国際放射線防護委員会（ICRP）が、低線量率生涯被ばくによる年齢別年間がん死亡率の推定、及び自然から受ける放射線による年間の被ばく線量の差等を基に定めたものであり、放射線による被ばくにおける安全と危険の境界を表したものではないとしている。（中略）線量限度は線源が制御された計画被ばく状況のみに適用され…る。
- 避難指示区域への住民の帰還にあたっては、（中略）以下について、国が責任を持って取組むことが必要である。
 - ・長期目標として、帰還後に個人が受ける追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下になるよう目指すこと（以下略）

(参考2) 放射線被ばくの早見表 (出典:(独)放射線医学総合研究所)

人工放射線

自然放射線



【線量の単位】

各臓器・組織における吸収線量: Gy (グレイ)
放射線から臓器・組織の各部位において単位重量あたりに
どれくらいのエネルギーを受けたのかを表す物理的な量。

実効線量: mSv (ミリシーベルト)
臓器・組織の各部位で受けた線量を、がんや遺伝性影響の感受性について
重み付けをして全身で足し合わせた量で、放射線防護に用いる線量。
各部位に均等に、ガンマ線 1 Gy の吸収線量を全身に受けた場合、
実効線量で1000 mSv に相当する。

- ・ UNSCEAR 2008年報告書
 - ・ ICRP 2007年勧告
 - ・ 日本放射線技師会医療被ばくガイドライン
 - ・ 新版 生活環境放射線 (国民線量の算定)
- などにより、放医研が作成(2013年5月)

- 【ご注意】**
- 1) 数値は有効数字などを考慮した概数です。
 - 2) 目盛(点線)は対数表示になっています。
目盛がひとつ上がる度に10倍となります。
 - 3) この図は、引用している情報が更新された場合
変更される場合があります。

(2) インフラや生活関連サービスの整備・改善の取組

- 避難指示の解除を契機として、川内村における復興の加速を本格化させるべく、生活環境への不安に関する様々なご意見・ご要望を踏まえ、国、村、県が一体となって、以下の取組を講じてきたところです。

(※印がついているものは、村・住民の方々のご要望を踏まえ、国の支援も行われています。)

① 交通の利便性の向上

- 大動脈である常磐道の再開のほか、村内の道路の復旧・改良は住民の皆様の生活の利便性の向上や村の地域活性化にとって、非常に効果的であると考えています。

- (1) 村道宮渡早渡線の改良[平成25年1月](※)
- (2) 村道林長綱遠上線の改良[平成25年1月](※)
- (3) 荒廃抑制、帰還の妨げとならないようするための除草・修繕等(※)

平成25年1月に改良工事を終えた村道宮渡早渡線



- また、以下をはじめとする道路の復旧・改良作業を進めています。

(4) 村道毛戸川・吉野田和線

舗装改修工事：現在実施中。9月30日頃に工事完了予定。(※)

(5) 村道五枚沢・毛戸線

舗装改修工事：現在実施中。8月11日に工事完了(※)。

災害復旧工事：調査設計終了。工事の発注は9月中旬頃を予定。(※)

このほかの区間の改良等も今後進めていく予定です。また、定期的な現況調査を実施し、道路の安全確保に万全を期します。

- さらに、現在、**国道6号の早期の自由通行化の実現**に向け、関係自治体・関係機関と調整を進めています。

② 日用品等の買物環境の充実

○ 日用品等の買物環境を充実させるため、商業施設の誘致・開設に取り組んでいます。

- (1) ファミリーマートが出店しました。[平成24年12月](※)
- (2) 合同会社かわうち屋が移動販売を行っています。[平成25年9月～]
－販売回数が週二回となり、事前注文の対応も可能になりました。

○ これらの取組に加え、

- (3) **新たな商業施設の開設**を予定しています。[平成27年4月頃](※)
 - － 野菜、果物、魚、肉、牛乳などの**飲食料品**や、台所用品、洗濯用品、浴室用品などの**生活必需品**、肌着、靴下などの**基礎衣料品**を扱います。
 - － **コンビニ(大手チェーン)**の入居に向けて交渉中です。
 - － **クリーニング**の取り次ぎサービス等の提供や、語りあい・ふれあいのための**コミュニティスペース**を設けます。
 - － 事前注文による**宅配サービス**も検討中です。
- (4) 避難指示解除準備区域内についても**コープふくしまの配達**が可能となりました。[平成26年7月末]
 - － カタログによる事前注文により、**週1回、食料品**や**日用雑貨**などを配達してもらえます。詳細はコープふくしまにお問い合わせください。

コープふくしま(TEL): 0120-88-0621

③ 医療・福利厚生サービスの拡充

○ 医療施設や介護施設の再開に加え、生活環境を充実させるための様々な取組を進めています。

- (1) 医療施設については、平成24年4月、「ゆふね」が再開しました。
内科及び歯科については、常時、診察しています。心療内科、消化器科、眼科及び整形外科についても定期的に診察しています。(※)
- (2) 介護施設については、平成24年4月、「ゆふね」内のデイサービスが再開しました。

○ これらの取組に加え、

- (3) 福利厚生施設については、**かわうちの湯**が再オープンしました。[平成26年4月](※)
- (4) コミュニティのハブとなる**集会所(4区及び五枚沢[新築]、7区及び毛戸[修繕])**を整備します。[平成26年度](※)
- (5) **診療バス**は平成24年4月に再開していましたが、今回、**新たに避難指示解除準備区域への運行を開始し、温泉バス**の運行も開始しました。[平成26年5月]
- (6) 平成27年度中には**新たな特別養護老人ホーム**の開設を予定しています。(※)



④ 日々の生活の安心感に向けた取組

○ 住民の方々が安心して日々の生活を送れるようにするため、以下の取組を行っています。

- (1) 長崎大学や村の保健師とケアマネージャーによる
戸別訪問による健康相談が行われています。
- (2) **見守りパトロール**を通じて、**村内の防犯と、高齢者世帯への声掛け**を行っています。
また、緊急時にはただちに関係機関に通報・連絡ができる体制を構築しています。(※)
- (3) これらの取組に加え、個別のご家庭を訪問し、放射線等に関する相談だけでなく、**日常生活**や将来に向けての**生活再建・生活設計に関する相談**にも応じることができる**相談員の配置**に向けて村と調整を進めています。(※)



見守りパトロール隊

⑤ 放射線への不安に対する取組

○ 住民の皆様への不安に応えるため、これまでに以下の取組を行ってきました。

- (1) 個人線量計の貸与(※)
- (2) 長崎大学等による線量データの解説や放射線の健康影響等に関する個別相談
- (3) 鍋倉仮置場及び大津辺仮置場の常時モニタリングシステム設置(※)



住民の方々にお貸している高機能・小型線量計

○ 懇談会などでいただいたご要望を踏まえ、以下の取組を新たに実施しています。

(4) 20Km圏内の家屋におけるガンマカメラによる放射能測定

ー7月11日に調査終了。8月下旬頃に測定結果とりまとめ、9月上旬頃には全世帯に結果を報告する予定です。

(5) **土壌のサンプリング検査**が長崎大学の協力を得て開始されました。

(6) 平成26年度は、**食品検査**が**1、3、5、6区**の集会所で行われています。本年4月からは、新たに**水や土壌等の測定**が**第3区食品放射能検査場のゲルマニウム半導体検出器**で行われています。

(7) 帰還する住民の方々の身近で放射線等に関する相談に応じることができる**相談員**を配置するべく、現在、国と村で詳細の検討を進めています。(※)

(8) **貝ノ坂仮置場、糠塚仮置場**の常時モニタリングシステム設置に向けて、事業計画の提出を受け、現在、国で審査しています。(※)

(9) **荻地区**へのモニタリングポスト設置についても、設置に向けて必要な準備を進めています。

⑥ 健康状態把握等に関する取組

- (1) 健康状態の把握、被ばく線量の評価、疾病の早期発見等のため、県民健康調査に基づく健康診断等も、今後も継続して実施していきます。(※)
- (2) 甲状腺検査やホールボディカウンター(WBC)による内部被ばく検査を県と協力して継続的に行います。(※)

○ これらの取組に加え、

- (3) ニーズに応じて、個別健康相談や精神的なケア等を通じて、心身の健康の回復と増進に取り組んでいきます。(※)

⑦ 飲料水への不安に対する取組

- (1) 沢水・湧水から基準値(10Bq/l)以上の測定結果はこれまで出ていませんが、沢水・湧水を利用している家庭向けに、井戸の掘削又は浄水器の購入を行った場合に補助します。(※)
ー平成26年7月末現在で、59件の申請がなされ、31件の工事が終了しています。このうち、20km圏内は、申請6件、工事終了3件となっています。
- (2) ご希望があれば、第3区食品放射能検査場(高山クラブ駐車場内)にて飲料水の放射性物質濃度の測定ができます。

⑧ 住環境の整備

(1) 損壊した農業集落排水を補修しました。[平成25年12月](※)

○ 懇談会などでいただいたご要望を踏まえ、以下の取組を新たに実施しています。

(2) 居住制限区域、避難指示解除準備区域の住民向けに、宮ノ下地区に**災害公営住宅25戸**を建設中です。(※)

(3) **仮設住宅・借上住宅の入居期限を平成28年3月まで延長**しました。(※)

(4) 携帯電話の不通話地域解消に向け、携帯電話事業者に改善を要望し、20km圏内の一部でエリア化に向けて工事を進めている事業者がいます。このエリアにおけるサービスは**9月末頃からの供用開始予定**です。また、更なるエリア化に向けて村と他の携帯電話事業者とで交渉予定です(※)。

(5) ご要望を受け、国から、大手の宅配事業者に20km圏内での宅配サービス再開の検討を依頼しました。**佐川急便・ヤマト運輸は村内全域で、郵便局(ゆうパック含む)は避難指示解除準備区域での集荷・配達**が可能です。(※)

(6) 新聞は、**松本新聞店及び郵便局**の協力により配達が可能となりました。詳細は松本新聞店にお問い合わせください。

松本新聞店(TEL): 0240-38-2014

(7) 村の**賑わいイベント**として、以下を実施済みまたは今後実施予定です。

8月13日(水)-14日(木) 盆野球(村総合グラウンド)

15日(金) かわうち復興祭(いわなの郷)、成人式(コミュニティセンター)、盆ダンス(ヘリポート広場)

9月28日(日) ふたばワールド(川内小学校)(※)

⑨ 農業の再開に向けた取組

- (1) 下川内(約81ha)での営農に向け、損壊していた**用水路を補修**しました。[平成26年4月](※)
- (2) 農作物の安全性を確認するため、**20Km圏内での実証作付**が今年度より開始されました。現在、6件0.5haで水稻作付を行っています。
- (3) 農地除染の終了に伴い、**20Km圏内での土壌サンプリング調査**が開始されました。[平成26年6月26日～]
- (4) 非結球性葉菜類・結球性葉菜類・アブラナ科花蕾類・カブに設定されている**出荷制限・摂取制限の解除申請**に向け、近日中に県の委託による**試験栽培が開始**されます。解除に向けたプロセスを円滑に進めるべく、国、村、県が協力していきます。(※)
- (5) 住民の避難により激増したイノシシ等による危害、自動車事故等の懸念・不安を和らげるため、**罠猟による捕獲・処分**を行っています。[平成25年7月～](※)



⑩ 雇用の創出・企業の誘致に向けた取組

- (1) **菊池製作所**(成形・金属加工等)が平成24年11月に、**KiMiDoRi**(野菜工場)が昨年4月に操業したほか、**コドモエナジー**(蓄光・蛍光建材の製造)が本年6月25日より操業を開始しました。(※)
- (2) さらに**7社**が、「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」を活用して、**村内に進出する予定**です。(※)
- (3) これらの企業の受け入れ先及びさらなる企業の誘致に向けて、現在、**工業団地**(田ノ入地区)の整備に向けた取組みを進めています。(※)

⑪ 教育環境の充実

- 子ども世代の帰村に向け、村内の教育環境の整備に取り組んでいます。
- 川内小学校及び川内中学校は平成24年4月に再開しました。再開時16名だった川内小の生徒数は、**本年4月時点で26名**となっています。

(1) 少人数学級の弊害の緩和や学習機会確保のため、興学塾をコミュニティーセンターで実施しています。[平成25年4月より](※)



○さらに、以下の取り組みを行っています。

(2) 川内中学校の調理設備を改修し、**安心できる給食の提供**を可能にしました。[平成26年1月](※)

(3) 避難中に損傷した教員住宅・村営住宅を修繕し、**先生の生活基盤**を整備しました。[平成26年3月](※)

(4) **川内保育園の遊具**を更新しました。[平成26年3月](※)

(5) **川内小学校・保育園合同運動会**を開催しました。[平成26年5月]

(6) 通学バスの自宅付近までの運行など、**小中学校・保育園への就学支援**が行われています。

(7) 高校への通学についても、**通学費や下宿費の補助**が行われています。

(8) **大智学園高校の部活合宿**が本年度より再開しました。[8月5日～7日]

(9) **長野県の農業高校(164名)**が修学旅行で来村予定です[9月25日]。



⑫ 福島・国際研究産業都市(イノベーション・コースト)構想 ―世界が注目する浜通りの再生―

- 若い世代にとっても魅力ある村づくり・地域づくりが実現できるよう、本年6月23日に報告書をとりました。(※)

○ 福島県「浜通り」地域

:「原子力関連企業をベースとする地域経済」 から「イノベーションによる産業基盤の再構築」 に

- 今後30～40年にわたる福島第一原発の廃炉(ロボット技術をはじめ多岐にわたる研究開発、部材等の試作・生産、研究者・技術者の育成)や地域で興りつつあるエネルギー・農林水産業のプロジェクトを苗床として、産業を集積。
- 経済財政運営と改革の基本方針2014(いわゆる「骨太の方針」)にも位置付けられています。

I. 構想の視点

1. イノベーションによる産業基盤の再構築
2. 帰還する住民と新たな住民による広域でのまちづくり
3. 地域再生のモデル



- (2) スマート・エコパークの整備、エネルギー関連産業の集積

… 廃棄物等リサイクル、LNG受入基地、高効率石炭火力発電、洋上風力発電等

- (3) 農林水産分野における新産業創出

… スマート農業、木質バイオマス発電等)

II. 構想の主要プロジェクト

1. 廃炉へのチャレンジ



- (1) 国際的な廃炉研究開発拠点の整備

- (2) ロボット研究・実証拠点の整備

- ① モックアップ試験施設
- ② 福島ロボットテストフィールド
- ③ ロボット国際競技会の開催

2. 新しい産業基盤の構築

- (1) 国際産学連携拠点の整備

… 産学官共同研究室、大学教育、技術者研修、原子力災害の教訓・知見を継承・発信

III. 構想の実現に向けた方策

1. 構想の実現に向けた戦略的工工程と体制の構築

- (1) 工程表の策定

… 2・3年の短期、2020年までの中期、それ以降の長期

- (2) 体制の構築

2. 広域的な視点でのまちづくり

… 各拠点の配置と連携、拠点整備とインフラ整備の連携、広域の行政連携の検討、特区制度の活用等

3. 中長期の取組体制の確立

(参考)福島・国際研究産業都市(イノベーション・コースト)構想研究会名簿 (平成26年6月23日当時)

赤羽 一嘉	原子力災害現地対策本部 本部長(経済産業副大臣)
内堀 雅雄	福島県 副知事
清水 敏男	いわき市 市長
渡辺 利綱	双葉地方町村会 会長
菅野 典雄	相馬地方町村会 会長
松本 幸英	福島県原子力発電所所在町協議会 会長
桜井 勝延	南相馬市 市長(南相馬ロボット産業協議会)
小沢 喜仁	アカデミア・コンソーシアムふくしま(福島大学副学長)
角山 茂章	福島県原子力対策監(会津大学 教育研究特別顧問)
浅間 一	東京大学 工学系研究科精密工学専攻教授工学博士
森山 善範	日本原子力研究開発機構(JAEA)福島技術本部 理事
山名 元	技術研究組合 国際廃炉研究機構(IRID) 理事長
石崎 芳行	東京電力福島復興本社 代表
伊藤 仁	福島再生総局(復興庁 統括官)
高橋 康夫	環境省福島環境再生本部 本部長
小池 剛	東北地方整備局 局長
佐々木康雄	東北農政局 局長
守本 憲弘	東北経済産業局 局長
野田 耕一	資源エネルギー庁廃炉・汚染水対策担当室現地事務所 所長
徳増 秀博	一般財団法人日本立地センター 専務理事
熊谷 敬	原子力災害現地対策本部 副本部長

Ⅲ. 川内村に対する避難指示の今後の取扱いについて

避難指示解除準備区域と居住制限区域のそれぞれについて、国として以下のように進めていくことを考えています。

① 避難指示解除準備区域

- 3月25日、26日、30日に、住民の方々との意見交換会を開き、「ふるさとへの帰還に向けた準備のための宿泊」(準備宿泊)を、4月26日から開始しました。
- 6月1日及び7月13日、14日に住民の方々との懇談会を開き、準備宿泊を実施する中で感じた点等について、意見交換を行いました。
- これまでに明らかとなった課題に対応すべく、国・村・県一体となって復興に取り組んできました。
- 国としては、避難指示を解除できるだけの要件は7月26日の時点で既に整っており、村の検証委員会も現時点での解除は妥当と評価していることから、準備宿泊終了翌日の8月26日に避難指示を解除し、復興を新たな段階に進めることが適当と考えています。
- 他方で、復興の見通しが9月末にはさらに確たるものとなることから、10月1日に解除することも一案と考えています。

<準備宿泊の登録状況>

【宿泊登録者数】 (避難指示解除準備区域全体の世帯数・人口は、139世帯・275名(平成26年4月1日時点の住民登録数より))	
4月末 ～5月	20世帯44人(5月末時点)
6月	20世帯39人(6月末時点)
7月	23世帯63人(注)(6月30日時点) (注)うち1世帯16名はスポーツ合宿のための宿泊。
8月	23世帯55人(8月8日時点)

② 居住制限区域

- 避難指示解除準備区域を解除するタイミング(8月26日又は10月1日)で、居住制限区域は避難指示解除準備区域に再編することが適当と考えています。
- その後の取組状況を踏まえ、適切なタイミングで避難指示を解除します。

IV. おわりに

- 避難指示が解除され、住民の方々の帰還が可能になることは、**復興がいよいよ本格軌道**に乗ることを意味します。
- 避難指示が解除されることで、国による様々な支援策が終了するのではないかとの懸念の声も聞かれますが、国としては、**避難指示の解除後も、政府一丸となって、川内村の復興に向けた施策をしっかりと展開してまいります。**

「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」（閣議決定 平成25年12月20日）抜粋

故郷への帰還を現実のものとするため、まずは、線量水準に応じた防護措置を具体化・強化する。同時に、帰還する住民の方々のための賠償を充実し、支援策も拡充する。インフラや生活関連サービスの復旧、子どもの生活環境を中心とする除染作業を進める。帰還準備のための宿泊を実施し、地元と協議しながら、避難指示の解除を進める。避難指示の解除後は、国と地元が一体となって帰還、復興の作業を一層本格化させ、軌道に乗せていく。

参考：福島再生の基本指針

○ 昨年12月20日、原子力災害からの福島復興加速に向けた国の基本的な指針が閣議決定されました。

○ この指針に基づき、

(1) 帰還を希望される住民の方々を後押しするため、

① **放射線の健康影響に関する不安への対策**

② **住宅の修繕・建替えに必要な費用の追加賠償**（7月末から請求受付を開始）

③ **早期帰還者向けの賠償**

④ **新たに創設した交付金**（1600億円）を活用した生活環境整備

などを実施していきます。

(2) また、故郷とは別の土地で、新しい生活を選択される住民の方々もいらっしゃることから、新生活を始めるに当たっての宅地・住宅の取得に必要な費用の追加賠償なども進めていきます。（7月末から請求受付を開始）

参考：福島再生の基本指針(つづき)

- 避難指示の解除後も、精神的損害と避難費用の賠償は「相当期間」継続されます。「相当期間」については、原子力損害賠償紛争審査会の指針上、「1年間の当面の目安とし、個別の事情も踏まえ柔軟に判断する」とされています。

- また、同指針上は特段の事情がある場合については、相当期間経過後も賠償の対象になるとされています。特段の事情がある場合については、例えば、
 - 一定の医療・介護等が必要な者に関しては、解除後の医療・福祉体制を考慮
 - 子供に関しては通学先の学校の状況を考慮
 - 帰還に際して従前の住居の修繕等を要する者に関しては業者の選定や修繕等の工事に実際に要する期間、工事等のサービスの需給状況等を考慮するなど、「個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当」とされています。